

滋賀県告示第 24 号

滋賀県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成 21 年滋賀県規則第 47 号）第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 6 条第 1 項第 4 号に規定する自然災害による被害の発生の防止または軽減への配慮の基準を次のように定め、令和 4 年 2 月 20 日から施行する。

令和 4 年 1 月 21 日

滋賀県知事 三日月 大造

認定対象建築物（認定対象住戸（一戸建ての住宅または共同住宅等に含まれる一の住戸であって長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項の認定の対象となるものをいう。）を含む建築物をいう。）が次に掲げる区域以外の区域にあること。ただし、長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると知事が認める場合は、この限りでない。

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域
- (2) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (5) 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項に規定する浸水被害防止区域